まちづくりナビ

第16回

市民・事業者・行政（市）それぞれの役割を果たしていこう

笠間特別観光大使
笠間のいな吉®

今回は、景観計画に定める「景観づくりに向けた施策」及び「景観まちづくりにおける役割」についてご説明します。

景観づくりに向けた施策

景観の保全・誘導のための方策

より良い景観づくりに向けて、景観法及び関連法令を踏まえながら、計画的に景観の保全・誘導を図ります

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する事項

優れた外観を有する建築物や樹木等の保全を目的として「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定制度の活用検討と指定の方針を定めます。

景観形成重点地区の指定に関する事項

自然や歴史、文化的な雰囲気を残し、特色ある景観形成を有する地区など、重点的かつ計画的に景観の保全・誘導を図る必要がある地区について、指定の方針を定めます。

屋外広告物の表示及び掲出に関する事項

周辺のまち並みと調和のとれた屋外広告物の規制誘導の在り方について検討するとともに、本市独自の屋外広告物条例の制定について検討を進めます。

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

景観に影響を及ぼす一定規模以上の行為に対して、景観法による届出の義務付けと、本市独自の景観形成基準の設定により、良好な景観形成を図っていきます。

景観阻害要因に対する方策

良好な景観形成の課題となっている景観阻害要因に対して、本市の関連施策及び景観法または関連法令による規制誘導により課題解消を図ります

空家・空店舗及び空地に関する事項

空家・空店舗及び空地が適切に管理されていないことにより、景観が損なわれています。所有者への適正な管理を促すとともに、空家特措法に関する制度活用等を検討しながら、安全の確保と景観の改善を図ります。

耕作放棄地に関する事項

耕作放棄地の増加が進むことで、良好な田園景観が失われてしまう懸念があります。耕作放棄地の発生防止と解消のため、新規就農の促進、担い手への農地の利用集積などを行うことで解消を図ります。

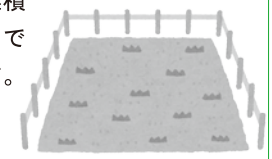

太陽光発電設備に関する事項

大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進み、景観や自然環境などに影響を及ぼしています。景観法による届出対象行為とし、景観形成基準への適合を求めることで、良好な景観形成に向けた運用を図ります。

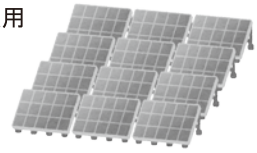

景観まちづくりにおける役割

市民	自らが景観まちづくりの主体であり、私的空間の一つ一つがまちの景観を形成していること、より豊かな居住環境や地域の良好な景観をつくり出す姿勢をもつことが大切です。また、所有する建築物等の美観維持・向上に努めましょう。
事業者	地域に及ぼす影響を踏まえ周辺の景観と調和した事業計画、自主的かつ積極的に良好な景観まちづくりを推進しましょう。また、景観まちづくりに関する様々な活動に参加・協力し、地域の良好な景観形成への貢献に努めましょう。
行政（市）	良好な景観まちづくりを推進するための施策を計画的に実施するとともに、各種制度等を有効に活用しながら施策の実効性を確保するよう努めます。また、市民等が景観まちづくりに積極的に取組めるよう、有効な支援策等の構築を検討していきます。

【問い合わせ】都市計画課（内線586）

次号は、立地適正化計画の届出制度についてお知らせします。